

第3回 史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会 議事録

日時	令和5年1月30日(月)13時～15時	
場所	いいもりプラザ101会議室	
専門委員 6名	(会長)中井均、(副会長)内田和伸、西形達明、土井裕介 天野忠幸、野島稔	
大東市事務局 6名	北田産業・文化部長、家村生涯学習課長、馬場上席主査、佐々木、李	
オブザーバー	四條畷市 教育委員会 3名	スポーツ・文化財振興課 村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中
	文化庁	渋谷主任文化財調査官
	大阪府教育 庁文化財保 護課 1名	北川氏
	業務支援 2名	(株)総合計画機構
次第	1.開会挨拶 2.案件 (1)保存活用計画第1章～第3章(修正案)について (2)保存活用計画第4章～第6章(案)について (3)史跡の追加指定について (4)関連事業について (5)飯盛城跡石垣の土砂流出について 3.閉会挨拶	
配布資料	・史跡飯盛城跡保存活用計画(素案)(第1章～第6章) ・第2回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会 主な意見 ・史跡の対象地域を示す図面(全域) ・関連事業について 飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ開催状況 ・史跡飯盛城跡石垣の土砂流出について ・石垣面応急保護措置施工予定図	

◇案件1 保存活用計画 第1章～第3章(修正案)について
(第1章について)

事務局 事務局より委員6名出席のため「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則 第3条第2項」に基づき、会議の開催が成立していることを報告。

会長 はじめに案件(1)保存活用計画第1章～第3章(修正案)について、事務局からご説明願います。

事務局 <「案件1 保存活用計画第1章～第3章(修正案)について」説明>

会長 前回ご指摘のあったところを含めて修正していただきました。この件につきましてご意見、ご指摘事項などはございますか。

A 委員 第2章第3節歴史的環境に記載された南北朝時代の説明文は「楠正行」となっており「楠」は一文字、第4～第6章(案)では「楠木」の二文字で表記しています。南北朝時代は二文字表記が一般的ですので、「楠木」に統一された方がいいかと思います。

事務局 統一いたします。

B 委員 三好長慶の菩提寺と言われていた龍尾寺ですが、権現川を東にさかのぼったところに、龍尾寺が所有していた土地で地蔵堂という小字が残っているところがあります。また、龍尾寺が移転される以前に建っていた場所(小字寺山)もご案内いただきました。この地点も計画対象範囲図の中に入れていただければと思います。

会長 地蔵堂と龍尾寺移転前の場所はわかっていますか。

B 委員 はい。『四條畷市史』を執筆された山口博先生も地図上に位置を落とされています。

会長 周知の埋蔵文化財包蔵地として登録はされていますか。

B 委員 されていません。

会長 前身の寺院の可能性があるのであれば、記載をお願いします。

C 委員 第1章第2節(1)地形・地質ですが、図と文章の順番が違っていますので位置を変えられた方が読みやすいかと思います。また、川の名称が本文は鍋田川、図は鎌田川となっています。どちらが正しいのですか。

事務局 図が誤植です。鍋田川に修正いたします。

C 委員 第2章第2節(1)地形・地質に掲載している図には飯盛城跡の史跡指定範囲が加筆されています。図のキャプションには出典に加筆と書いていただいたほうが正確かと思います。

第2章第2節(3)動植物は、記載内容の年代を考慮し文章の構成を再検討してください。また、掲載している大東市・四條畷市の植生区分図の内容が反映されていないので、図を使うのであれば植生図の年代を書いて近年の大阪府の自然資源解析調査のデータと比較して植生の変遷を書かれてはどうか。

事務局 承知いたしました。

D 副会長 第1章第1節計画策定の沿革と第1章第2節計画策定の目的の両方に史跡の現状と課題に該当する内容が載っていて重複しています。第1章第1節の内容は第1章第2節に入れていただけたらと思います。また、文化財保護法が改正され、その背景には、少子高齢化・人口減少があるといえます。両市ともに人口のピークは越しているというということが後の表現でも出てくるわけですが、人口が減少し当然文化財に関わる人も減少していく状況の中で、史跡を巡る担い手の問題があります。そのため、第1章1節の最後には文化財保護法の改正に至る経緯も記載いただければと思います。

第1章第5節上位計画・関連計画と本保存計画との関連には大阪府文化財保存活用大綱を入れ、飯盛城跡の保存活用計画が即する形にすればいいかと思います。

文化財保存活用地域計画は両市ともに無いということでよいですか。

事務局 はい。ございません。

四條畷市 はい。ございません。

D 委員 第2章第2節自然環境(3)動植物1)植生に掲載している植生区分図と林相区分図ですが、植生区分図と比較すると林相区分図は、スギ・ヒノキの分布が詳細に記載されています。文章には図の内容についての説明を加えていただけたらと思います。第2章第2節(3)2)動物・昆虫に生物多様性が豊かと記載がありますが、これは生駒山系のことですか。飯盛山そのものは人工林が多く生物多様性については疑問がありますので記述の検討をお願いします。第2章第3節歴史的環境では雁屋遺跡出土人骨の写真が掲載されていますが文章に記載がありませんので説明を入れていただければと思います。

また、両市の遺跡地図を掲載されていますが、飯盛城跡の史跡指定範囲は、濃い色で塗っていただいたほうがわかりやすいかと思います。

事務局 承知いたしました。

会長 私から一点だけ。一般の方が読まれるかもしれないということで第1章の最

後に城郭と石垣の用語を掲載しています。城のイラストは掲載していますが、石垣のイラストがありません。また、第3章4節指定に至る調査成果に記載のある飯盛の石垣の特徴についての石垣用語の説明もありませんので、本文中の用語をもう少し精査されて用語集に加えていただき、イラストも掲載すると分かりやすいかと思います。

事務局 承知いたしました。

会長 第1章から第3章修正案に意見をお出しいただきました。調査官からご意見ございますか。

調査官 現在答申されている二回目の飯盛城跡の史跡追加指定の説明文は『月刊文化財』の令和5年2月号に掲載される予定ですのでご参照ください。

◇保存活用計画第4章～第6章(案)について
(第4章について)

事務局 <案件2「史跡飯盛城跡保存活用計画第4章～第6章(案)」について事務局より説明>

会長 第4章についてご意見、ご質問、ご指摘ありましたら、よろしくをお願いします。

A 委員 第4章2節構成要素の特定に記載いただいている構成要素の分類ですが、B本質的価値を構成する要素以外の要素ア近代以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素については近代ではなく、近世以降としていただければと思います。総合調査報告書の作成時や去年にも近世の資料が見つかっています。今後の対応としても調査研究を継続するという形で、近世以降の飯盛山に関する歴史遺産として、近世に関わる歴史遺産、大正、南朝顕彰、というように一項目つくっていただいた方がいいのではないのかなと思います。

会長 他いかがでしょうか。

C 委員 B本質的価値を構成する要素以外の要素ウ史跡の保存・活用に関わる要素の治山施設の中に砂防堰堤と記載がありますが、現地を見ると砂防堰堤だけではなく治山堰堤もあるのかと思います。この二つは同じではありませんので、ご確認いただければと思います。

事務局 承知いたしました。

D 委員 第4章第1節史跡の本質的価値の内容ですが、基本的には指定文から明示された内容を整理されたということですが、総合調査報告書からも引用していることを明示していただければと思います。項目がiからivあり、iの内容は意義、iiからivの内容は遺構を中心とした実態が書いてあります。読んでみるとii・iii・ivが先でiが一番最後に記載いただいたほうが良いかともおもいますが、総合調査報告書がこの順番であれば、その旨を記載してくだ

さい。

第4章第2節構成要素の特定では、本質的価値の構成する要素に飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や文献資料等を挙げていただいています。この文献資料は後世のものですか。

事務局

後世のものが多いです。

D 委員

後世のものが多いということであれば、本質的価値を構成する要素にはいるのかということです。文献資料でもオリジナルの文献資料と活字になったものは違いますので、出土遺物はともかく文献資料をここに入れるかどうか。私も色々な保存活用計画見ている、動産の物を本質的価値を構成する要素に入れていいかということが気になるところです。これについては調査官に方針を教えていただけたらと思います。

調査官

はい。特に文献につきましては本質的価値を構成する要素から少しずれるのではないかと思います。遺物についても確かに史跡の本質的価値を物語るものですが、構成要素の中に入れてしまうと、遺物を動かす時点で現状変更が生じると文化庁では考えています。そのため本質的価値に準ずるもの、もしくは文献資料と一緒にするのであれば本質的価値を説明するものといったカテゴリーを作って、そこに要素として入れた方がいいということをほかの地域の保存活用計画策定されているところで説明をさせていただいているところです。

出土遺物は本質的価値を構成する要素だというご意見もございますが、現状では動産の物を本質的価値を構成する要素に含めてしまうと少し動かただけでも本質的な価値を変えるのではないかという議論も生じてしまいますのでカテゴリーを分けています。

会長

調査官からご発言いただいたような項目を設けるのか、そうではなく出土遺物や文献資料というのは構成要素の分類から抜いてしまうのか、あるいは絶対的な本質的価値としてこのまま残してしまうのかということだと思います。事務局から動産の物を構成要素に含めた経緯を説明をしていただけますか。

事務局

本質的価値の中に土地に埋蔵されているとされている地下遺構も入ってますし、地中には遺物も埋蔵されていますので、本質的価値になるのではないかという考えで構成要素に入れていきます。

出土遺物は一般の方が実際に見ることのできるもので、本質的価値を構成する重要な要素であることは間違いなく考えています。まったく外してしまう必要はないかと思いますが、両市で検討させていただいたうえで調査官がおっしゃったように項目を設けて構成要素に含めたいと思います。

調査官

非常に重要な物であり、地下にまだ埋蔵されている状態のものについての取扱いは難しいですが、現在は埋蔵されている遺物は所謂準ずる方に含めています。

事務局 遺物については出土したものと地下に埋蔵されているもの全てですか。

調査官 はい。将来的に、出てきたときに準ずるものという位置づけを今はしています。

事務局 遺構と遺物は切り離せないもので、遺構だけで説明できない事が遺物と両方合わせて説明出来るということだと思いますが、動産であるということでのような基準になるのでしょうか。

調査官 そうですね、非常に物理的な切り口だけで言っている状態ではありますが、項目を足していただいて、準ずるや本質的価値を説明するのに必要な要素であるというような形で切り分けをしております。

事務局 承知いたしました。両市で検討いたしまして、修正案の時に再度ご説明させていただきますという形でもよろしいでしょうか。構成要素に含めた方がいいと考えています。

調査官 もちろん含めるべきだと私は思っています。

D 委員 保存活用計画はもとは保存管理計画と言って基本的には指定地内の中をゾーニングして、強く規制をかけたり、現状変更時の取扱いを決めるという物的な計画だったんですよね。それが保存活用計画になると物的なことだけではなく、活用のことまで考えていかなければならなくなり、動産物も重要なことなので構成要素に含めたほうがよいとなってきたんですね。学校に関わる遺跡、例えば足利学校では当時の教科書にあたるものが門前や重文として伝わっています。考えようによっては動産物なんだけど構成要素として重要だということが出てくるわけです。

出土した物は確かに物として、物的な環境要素からは外して考えた方がいいのですが、出土して取り上げられるときは位置を記録しているので理念的には元に戻そうと思うと戻せる、土地と関係性を持って戻すことができるということもあります。この計画策定の中での動産物の扱いについては難しいところだと思っております。調査官がおっしゃられるとおり、別欄を設けられるのが一番収まりが良いのかと思いました。

事務局 承知いたしました。

会長 別項目を設けて遺物や文献資料を入れて進めていくというところでよろしいでしょうか。では私から。保存活用計画の中で本質的価値を表すことが一番肝になるかと思えます。第4章1節を読んでも芥川城との違いがない。芥川城でも当てはまることを書かれているので、もう一捻りしてほしい、飯盛城跡の特徴をこの中で表してほしいというのは希望としてあります。ここでは戦国時代云々というよりは三好長慶の居城としてもよいのではないのでしょうか。また、文中で遺跡と山城跡の両方を使われています。考古学的には遺跡の中

の城跡ですが、ここでは山城跡に統一されてはと思います。

事務局 承知いたしました。ご指摘のように他の山城跡の説明でも通ってしまうということがありますので、再度検討いたします。

◇保存活用計画第4章～第6章(案)について
(第5章について)

会長 第5章でご意見、ご指摘ございましたらよろしく申し上げます。

E 委員 ここでは防災のことを謳われています。飯盛城跡の遺構は日々失われている、まさにそういう状況にあるところだと思います。石垣はどこも影響がでていますし、土羽でも劣化が進行しているところがあります。その対応に対して、非常に緊急な状態という立場が抜けているのではないかと思います。例えば第1節保存・管理では課題として石垣調査の継続があげられています。実状考えると石垣全体の早急な記録化が必要だと思います。先ほども申しましたとおり、日々失われていますので、その前に早急な記録化が必要です。それから石垣の将来の修復の準備段階でもあって、修復の順序を決めていく必要がありますので、石垣についての客観的な安定性の評価をしておく必要があることをここで謳ってほしいと思います。

日常管理・防災対策に関する課題として石垣カルテの作成を挙げられています。カルテも重要ですが保存の大まかな方針を早く示す必要があるのではないのでしょうか。最近、石垣から土砂が流出する事例がありましたが、今は方針がないので短期的な修復を実施されています。本来はもう少し中期的な対策もあるはずで、そのためできるだけ早く対策方針を決めるということを書いていただきたい。

改めまして、樹木の話、石垣の話、防災としての法面の対策、あるいは現状を調査する必要があるということを謳っていただきたいと思います。いずれにしても、補修整備を同時進行で進めていかなければならない状況ですので、基本的なところは保存活用計画に記載していただかないと、いざまた落ちましたというときに、勝手にやらざるを得ない状況になってしまうことが気になっています。以上です。

会長 他いかがですか。

C 委員 第1節の自然環境・景観保全に関する現状ですが、現地を見てみると最近竹林が広がっています。竹林が拡大すると、石垣などを破壊することもありますので、竹林が広がっている現状と対策の記載が必要かと思います。

D 委員 第1節の日常管理・防災対策に関する現状に砂防堰堤の整備や治山事業等が行われているとあります。治山事業が多く行われているのであれば表などにまとめて、いつどこで行われたか分かるようにしておいた方がいいかと思います。また、自然環境・景観保全に関する現状ではナラ枯れ発症木の伐採を実施しているとありますが、この場所を書くことは難しいですか。全体的に実施されているのでしょうか。

- 事務局 大東市は産業経済室が各年度ごとにエリアを決めて伐採をおこなっております。年度によってエリアが重複しているところもありますが、図示はできるかと思います。
- D 委員 現状で実績などを記載しておけば、後に同じことが起きた時にいい資料になるかと思います。いつ誰がどこで伐採を行ったかを書いておいたほうがいいのかと思います。ほかにはⅡ郭やⅦ郭で景観阻害となる樹木が伐採されているとありますが、伐採は誰がされているのですか。
- 事務局 どなたが伐採しているかは分かりません。
- D 委員 所有者ですか。
- 事務局 所有者ではないと思います。
- D 委員 所有者でない人が行って、公共のために伐採しているのですか。
- 事務局 おそらくそうかと思います。
- 四條畷市 木が阻害して眺望が悪いということで、ハイカー向けに切っておられると思います。
- D 委員 まちづくり団体か何か。
- 四條畷市 そうではないと思います。Ⅶ郭についても知らないうちに木が切られています。
- D 委員 それはそれで結構なんですけれども。
- 事務局 どなたがされているかまでは把握できていません。行くたびに木が伐採されているのは個人の方の好意だと思います。
- D 委員 所有者にとっては迷惑な話かもしれませんが誰が伐採しているか記載がなかったもので、事実関係が気になりました。
第1節保存・活用(2)保存・管理の課題の中の調査・研究に関する課題ですが、ここに石垣カルテの作成を入れて、石垣調査の継続と一体的にカルテの作成というのも捉えた方がいいかと思います。第2節活用(2)活用の課題の中で①遺構の公開に関する課題と③サインに関する課題は整備に関わるのかと思います。②見学環境に関する課題と④アクセスに関する課題は前節の保存管理の問題かと思いますが、全体を見て考えていただけたらと思います。第3節の整備の現状、保存のための整備の現状に史跡としての整備ではありませんが、先ほど申しあげました砂防堰堤と治山事業についてここで触れておくか、保存管理で触れるかご検討いただけたらと思います。
第4節 運営・体制の整備には両市の文化財担当課を中心にして国・県との関係性や両市文化財担当課と、庁内関連課との連携、所有者やボランティ

ア、ワークショップなどを入れ、全体の連携とどこが何を運営をしているかがわかる構造図を示してもらおうと分かりやすいかと思います。

B委員 情報共有させていただきます。両市が作成し無料で配布している飯盛城跡のパンフレットが売られており、購入された方がいると聞いています。多く持ち帰られる方の中には販売目的の方がおられる可能性があります。

事務局 初めて聞きました。承知いたしました。

◇保存活用計画第4章～第6章(案)について

(第6章について)

会長 第6章でご意見、ご指摘ございましたらよろしく願います。

D委員 第2節の保存管理の基本方針には基本的に調査研究が書いてあります。調査研究の多くは、本質的価値を引き続き明らかにする内容、考古学的な事柄が大きな部分を占めるとは思いますが、今後の民有地、特に植林された山をうまく活用、あるいはまた、それをどう管理していくのか、史跡の保存管理にかかわる事柄そのものも研究なんだという位置づけをさせていただきたいと思えます。研究というどうしても考古学的な研究中心になりますが、緑地として、史跡としての維持管理活用の在り方も研究の対象で、それをうまくやることによって、一層城跡がうまく運営されていくような。そんなことを意図して保存管理に関する研究というのを考えておいていただけたらと思えます。

会長 よろしいでしょうか。そうしましたら委員の皆様からご指摘いただいた点について修正するといういことですが、4章から6章を通しまして、調査官からご指摘ありましたらお願いいたします。

調査官 今回、検討しました4章と5章が計画の肝になる部分だと思います。第4章で本質的価値を検討し、現状を踏まえて、相対的にどうしていくのかが第6章で大きな方針を出す構造になるかと思えます。会長が第4章本質的価値でおっしゃってましたが、本質的価値で飯盛城跡らしさを出すことで、大綱についても飯盛城跡ならではのものが出てくると思えますので、ここは本当に時間をかけるべきところだと思います。基本方針についても、さまざまな課題点が上がっております。課題をどう解決するのかが基本方針を踏まえたあとの方向性や方法につながってくるかと思えます。基本方針で課題が解決できるかどうか作業の大本が第4章第2節の構成要素の特定になりますので、深みをもってさらに検討していただけたらと思っているところであります。

会長 大綱についてのご意見もいただきましたので次回の委員会で洗い直すということで検討してみてください。今の調査官のお話のように、来年度に7章以降を議論していく中で、修正後に第6章に立ち返るということも生じてくるかとは思えます。事務局は、修正したからということで終わらずに立ち返るということをよろしく願います。

以上で第4章から第6章案までも御審議いただきました。

◇案件3 史跡の追加指定について

事務局 <案件3 「史跡の追加指定について」事務局より説明>

会長 今回の追加指定について何かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら次の案件に移ります。

◇案件4 関連事業について

四條畷市 <案件4 「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ開催状況報告」について説明>

会長 参加者の構成を教えてください。

四條畷市 参加者は7名で年齢は20代から70代となっています。

◇案件5 飯盛城跡石垣の土砂流出について

事務局 <案件5 「飯盛城跡石垣の土砂流出について」の説明>

会長 ご質問ございますでしょうか。

E 委員 土砂が流出しただけで石材は落ちていませんか。

事務局 落ちていません。

E 委員 資料を見ると下の方は影響あるような気もしますがどうですか。

事務局 株の後ろに隠れていた築石面が出てる状態です。土砂をどけてみないと正直なところ何とも言えませんが、現状では石材の崩落は確認はしていません。

E 委員 そうですか。今回伐採した切株の上部は不安定化していませんか。

事務局 今のところは安定しています。

E 委員 分かりました。現地で確認した時には株を取ると影響を受けるのではないかと考えていました。

事務局 根が石垣にかなり入り込んでいるので、伐採を行った造園業者と現地で相談した上で、切株をとると危なそうな箇所はすべて残しています。

E 委員 分かりました。

C 委員 伐採された木は完全に枯れていますか。生きていたら切株からまた芽が出て

きたりするのではないかと思います。

事務局 ほとんど腐っていましたが、一部芽が出ていました。この状態で芽が伸びてくるといったことはありますか。

C 委員 そうですね広葉樹であれば、切株から再生するものが多いです。切ったところに除草剤とかを撒いて枯らしたりはできるかなと思います。

事務局 そうでしたら施工前にもう一度確認いたします。除草剤で枯らすことはできますか。

C 委員 この時期に生きてるか判断できないので難しいかもしれませんが、除草剤を撒く方法もあります。

事務局 応急保護措置を実施する前に現地をご確認いただいたほうがよろしいですか。

C 委員 応急保護措置後でも大丈夫です。

事務局 承知いたしました。改めて状況を説明させていただきます。

会長 他よろしいでしょうか。ないようでしたら全体を通して、調査官からご意見ありましたらよろしく願います。

調査官 ご報告ありがとうございます。保存活用計画の方でもありましたように、災害等に対して、対策を練っていかないとイケませんので、是非とも今言った計画を実施していただけたらと思います。先生方もご指摘いただきましてありがとうございました。

会長 大阪府からご意見ございますか。

大阪府 このような事例が増えてくると思いますので、史跡部門や整備部門の調査官にも今後相談させていただければと思います。

会長 ありがとうございます。今日の案件は終了いたしましたので司会を事務局にお返しします。

司会 以上をもちましてすべて終了いたしました。皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。次回もよろしく願います。

以上